

山梨県公報

第二百五十号

令和三年

十二月二十七日

月 曜 日

目次

告 示

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………六〇九
- 保安林の指定の予定……………六〇九
- 家畜伝染病の発生……………六一〇
- 道路の区域変更……………六一〇
- 道路の供用開始……………六一〇
- 県営土地改良事業の工事の完了……………六一〇
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六一一
- 選挙管理委員会
- 政治団体の名称等の届出……………六一一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六一三
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六一三
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………六一三

告 示

山梨県告示第三百二十五号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一の表三十二の項中「学校法人山梨学院」を「学校法人C2C Global Education Japan」に改め、同表四十九の項中「大月市猿橋町猿橋二〇四番地」を「大月市猿橋町猿橋二五〇番地」に改め、同表五十一の項中「富士吉田市下吉田五七七五番地三」を「富士吉田市下吉田三丁目四一番一五号」に改め、同表五十三

の項中「富士吉田市新倉六一〇番地」を「富士吉田市浅間一丁目五番五号」に改め、同表八十六の項中「南都留郡富士河口湖町小立五六九九番地二」を「南都留郡富士河口湖町小立五七〇三番地」に改め、同表九十の項中「学校法人慧央健康文化学園」を「学校法人滝口文化学園」に改め、同表百八の項中「社会福祉法人盛里保育園」を「社会福祉法人盛里福祉会」に改め、同表百八十六の項中「南都留郡道志村七七一〇番地」を「南都留郡道志村九三三四番地」に改め、同表二百八の項中「北杜市長坂町小荒間一〇九五番地七」を「北杜市長坂町長坂下条一二三七番地三」に改め、同表二百二十四の項中「韮崎市旭町上条中割一七七六番地」を「韮崎市竜岡町下條東割七七五番地七」に改め、同表三百二十四の項中「特定非営利活動法人富士山クラブ」を「認定特定非営利活動法人富士山クラブ」に改め、同表三百二十六の項を次のように改める。

三百二十六 削除

同表三百七十六の項を次のように改める。

三百七十六 削除

同表四百二十二の項中「甲府市上町八七一番地一」を「甲府市高畑二丁目一九番二号」に改め、同表に次のように加える。

四百二十六	令和三年十二月十六日	NPO法人ピークエイド	南都留郡富士河口湖町西湖二八七〇番地
四百二十七	令和三年十二月十六日	特定非営利活動法人富士の緑とフードサポート	富士吉田市大明見三丁目四番二二号
四百二十八	令和三年十二月十六日	社会福祉法人ライズウイン	富士吉田市上吉田東三丁目一番六八号

山梨県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 笛吹市芦川町鷲宿字新倉二一七二の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字新倉二一七二の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	北杜市	令和三年十二月十四日

山梨県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐早川線
- 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 の別 (メートル)	延長 (メートル)
南アルプス市芦安芦倉字柴平一六三五番二地先から 南アルプス市芦安芦倉字柴平官有無番地地先まで	旧 四・〇 新 八・五	延長 一四七・九
	旧 一〇・六 新 二二・九	延長 一四七・九

山梨県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和四年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	大月市富浜町鳥沢字原田五三七九番四地先から 大月市富浜町鳥沢字原田五三九二番地先まで	二八七・八	令和三年十二月二十三日

公 告

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（大藤地区経営体育成基盤整備事業）の工事は、令和三年二月二十四日をもって完了した。

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市春日居町国府字砂原町四百三十六番二十一、四百三十六番二十二、四百三十六番二十五、四百三十六番七十五から四百三十六番百九十八まで及び四百三十六番百九十九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 広場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡富士川町最勝寺千六百五十番地一株式会社ハウジング建都 代表取締役 保坂真弘

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
													自由民主党市川大門支部	丹澤 孝	立川 政博	西八代郡市川三郷町市川大門一三二七	令和三年十一月十五日	令和三年十一月十八日
													自由民主党山梨県保育推進連盟支部	丸山美智子 雨宮美鈴	千葉英彦 渡邊正志	甲府市上曾根町二五八一 柏こども園内 甲州市塩山赤尾七一三一 赤尾保育園内	令和三年六月二十三日	令和三年十一月二十四日
													日本共産党郡内東八西八地区委員会			富士吉田市新屋一八七 富士吉田市上吉田五五九四一三	令和三年十二月十日	令和三年十二月十三日
													新海一芳後援会一新会	小池 満男	相原 博	中央市西花輪三五四四一	令和三年十二月一日	令和三年十二月三日
													新海一芳後援会	渡辺 徳次	新海 澄子	中央市山之神二三八九一六	令和三年十二月一日	令和三年十二月九日
													鈴の会	田邊 民男			令和三年十二月一日	令和三年十二月九日
													赤池誠章後援会	山本 四郎	河井 淳 赤池 修		令和三年十二月十三日	令和三年十二月十三日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
中野たかひと・と共に進む会	渡邊 貞夫	古屋 和雄	南都留郡富士河口湖町船津四六二〇一	令和三年十一月一日	令和三年十一月二十五日
広瀬いちろう後援会	広瀬 一郎	広瀬 一郎	甲州市塩山藤木一九九八一三	令和三年十一月二十九日	令和三年十一月二十九日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
広瀬 一郎	市議会議員	広瀬いちろう後援会	甲州市塩山藤木一九九八一	広瀬 一郎	令和三年十一月二十九日	令和三年十一月二十九日

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一三、七五一

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一八一、二五一

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名 三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡 一四、三〇八

中巨摩郡 五、四一六

南都留郡 一二、九四九

甲府市 五一、七三八

富士吉田市 一三、五三一

都留市・西桂町 九、五八一

山梨市 九、六七九

大月市 六、七九五

韮崎市 八、一一五

南アルプス市 一九、七〇六

北杜市 一三、四四〇

甲斐市 二〇、七八六

笛吹市 一九、一九四

上野原市・北都留郡 六、九四六

甲州市 八、八〇三

中央市 八、一八五

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番